

作成日2013年 4月 24日

改定日2022年 5月 19日

安全データシート

1. 化学物質等及び会社情報

製品名	苛性カリ(液) (48%)
会社名	小厚化成株式会社
住所	大阪市浪速区恵美須西2丁目9番13号
担当部門	管理部 品質管理課
電話番号	06-6643-2100
緊急時の電話番号	06-6643-2100
FAX番号	06-6643-2104
整理番号	K-014

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	金属腐食性物質	区分1
健康に対する有害性	急性毒性(経口)	区分4
	皮膚腐食性/刺激性	区分1
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分1
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1(呼吸器系)
環境に対する有害性	水生環境有害性 短期(急性)	区分3
上記で記載のない危険有害性は区分に該当しない		

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語

危険有害性情報

危険

重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷(H314)
重篤な眼の損傷(H318)
金属腐食のおそれ(H290)
臓器(呼吸器)の障害(H370)
水生生物に有害(H402)
飲み込むと有害(H302)

注意書き

【安全対策】

取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
他の容器に移し替えないこと。(P234)
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)
粉塵またはミストを吸入しないこと。(P260)
環境への放出を避けること。(P273)
この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。(P270)

【応急措置】

物質被害を防止するため流出したものを吸収すること。(P390)
皮膚又は毛に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)

汚染した衣類を再使用する場合には洗濯すること。(P363)

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)

飲み込んだ場合、口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。(P301+P330P331)

飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡すること。(P301+P310)

直ちに医師に連絡すること。(P310)

特別な処置が必要である。(P321)

暴露した場合、医師に連絡すること。(P307+P331)

【保管】

施錠して保管すること。(P405)

耐食性／耐食性内張りのある容器に保管すること。(P406)

【廃棄】

内容物、容器を国際／国／都道府県／市町村の規制に従って廃棄すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質及び混合物の区別	混合物	
化学名又は一般名	水酸化カリウム	水
別名	苛性カリ	
化学特性（化学式等）	KOH	H ₂ O
CAS番号	1310-58-3	7732-18-5
官報公示整理番号(化審法・安衛法)	(1)-369	該当しない
濃度又は濃度範囲	48～49%	
GHS分類に寄与する不純物及び安定化添加物	特になし	

4. 応急措置

吸入した場合	被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 直ちに医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合	直ちに、汚染された衣類、靴などをすべて脱ぐこと、又は取り去ること。 汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。 外観に変化が観られたり、痛みが続く場合は直ちに医療措置を受ける。 医師の指示無く薬等を薬傷部に塗らない。
目に入った場合	製品に触れた部分を水又は微温湯と石鹼でよく洗うこと。 直ちに多量の水で15分以上洗い流し、速やかに医師の手当てを受けること。眼はこすったり固く閉じさせてはならない。
飲み込んだ場合	口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。被災者に意識が無い場合は、口から何も与えてはならない。 直ちに医師に連絡すること。
応急措置をする者の保護	汚染された衣類や保護具を取り除く。救助者が有害物に触れないよう手袋を使用するなど注意する。誤飲及び吸入の被災者に人工呼吸をする場合は口対口法を用いてはいけない。逆流防止バルブのついたポケットマスクや医療用呼吸器を用いて人工呼吸を行う。
医師に対する特別注意事項	データなし

5. 火災時の措置

消火剤	粉末消火薬剤、泡消火薬剤、二酸化炭素、砂 この製品自体は燃焼しない。
使ってはならない消火剤 特有の危険有害性	データなし 不燃性であり、加熱されると分解して、腐食性又は毒性のヒュームを発生するおそれがある。
特有の消火方法	更なる水分や水に接触すると可燃性物質の発火に十分な熱を発生する。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 消火作業は風上から行う。

消火を行う者の保護

消火作業の際は、空気呼吸器、ゴム製防護衣、ゴム製保護手袋、ゴーグル型保護メガネなど適切な保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急措置

腐食性が強いので、必ず保護具を着用する。
直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
ロープ等で関係者以外の立入りを禁止する。

環境に対する注意事項

環境中に放出してはならない。

封じ込め及び浄化方法・機材

少量の場合には、乾燥砂、土、おがくず、ウエス等により出来るだけ密閉空容器に回収する。本製品は強アルカリなので、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理する。必要があれば更に希塩酸、希硫酸等で中和する。処理後の土砂等については、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い 技術的対策

適切な保護具を着用する。緊急時の洗眼及び身体洗浄設備を設置する。
取扱い後は、手、顔などをよく洗い、うがいをする。

局所排気・全体換気

局所排気及び全体排気設備を設ける。みだりに粉塵、ヒュームが発生しないように取り扱う。

安全取扱い注意事項

アルカリ性なので酸性の製品との接触を避ける。
リン化合物との反応により有毒・可燃性ガスを発生することがある。
プラスチック、皮膜剤などを侵す場合がある。

保管 適切な保管条件

アルカリ性なので、酸性の製品とは同一場所に保管しない。通気を良くし、蒸気が滞留しないようにする。
毒劇物取締法に基づき貯蔵は「毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準」に従うこと。
容器は密閉し、冷暗所に施錠して保管すること。

安全な容器包装材料

軟鋼、銅、アルミニウム、亜鉛に対しては腐食性がある為、ステンレスまたはポリエチレン容器に保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度

設定されていない

許容濃度（ばく露限界値、生物学的ばく露指標）

日本産業衛生学会（2007年版）

最大許容濃度 2mg/m³

ACGIH（2007年版）

TLV 2mg/m³（天井値）

設備対策

局所排気及び全体排気設備を設ける。近くに手洗い、洗眼などの設備を設ける。取り扱い場所は換気をよくする。

保護具

呼吸器の保護具

防塵マスク、空気呼吸器

手の保護具

ゴム保護手袋

眼の保護具

保護メガネ（ゴーグル型）

皮膚及び身体の保護具

不浸透性防護衣、ゴム長靴、ゴム前掛け

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態 外観

無色透明液体。温度により凝固することがある。

臭い

無臭

pH

強アルカリ（pH>13）

沸点、初留点及び沸騰範囲

データなし

引火点

不燃性

自然発火温度

不燃性

蒸気圧

データなし

比重（密度）

約1.50（48%）

溶解度

水に易溶。アルコールに可溶。

オクタノール・水分配係数

データなし

分解温度

データなし

粘度

データなし

粉じん爆発下限濃度

データなし

最小発火エネルギー
体積抵抗率(導電率)
粒子特性

データなし
データなし
データなし

10. 安定性及び反応性

安定性
危険有害反応可能性

通常取り扱い条件では安定である。
アルカリ性なので酸と反応し発熱する。アルミニウム、銅、亜鉛等の金属を侵し水素を発生し、これが空気と混合して引火性爆発することがある。

避けるべき条件
混触危険性物質
危険有害な分解生成物

水、湿った空気、混触危険物との接触。
酸化剤、強酸、銅、亜鉛、アルミニウム及びこれらの合金
特になし

11. 有害性情報

製剤としてのデータはない。
固体水酸化カリウムについて記す。

急性毒性 経口
皮膚腐食性・刺激性
眼に対する重篤な損傷・刺激性

ラット LD₅₀ 273mg/kg(RTECS)
皮膚刺激 ウサギ50mg/24時間 重度(RTECS)
目刺激 ウサギ 1mg/24時間 中程度(RTECS)
ヒトに対して不可逆な障害があり(SIDS(2001))

発がん性
生殖細胞変異原性
特定標的臓器・全身毒性一単回ばく露

データなし
データなし
粉塵またはミストを吸入暴露すると鼻、気管気管支に熱傷等の障害を起こし、肺水腫にまで至る(SIDS(2001)、ACGIH(2001)、PATTY(5th、2001))。

12. 環境影響情報

生態毒性
残留性・分解性
生態蓄積性
土壌中の移動性
オゾン層への有害性
他の有害性

強アルカリ性のため水生生物に有害な影響を与える可能性がある。
データなし
データなし
データなし
データなし
強アルカリ性で環境にとって有害である。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
水を加えて希薄な水溶液とし、酸で中和した後、多量の水で希釈して処理する。

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者等に委託して処理する。

廃アルカリは特別管理産業廃棄物に指定されており、収集、運搬、処分は決められた基準にしたがって処理する。

廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。

本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。

汚染容器及び包装

容器は、関連法規並びに地方自治体の基準に従って都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者等に委託して適切な処分を行う。
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制 国連分類
国連番号
国連輸送名
容器等級
海洋汚染物質

クラス 8 (腐食性物質)
1814
水酸化カリウム(水溶液)
容器等級 II
Y類物質(溶液)

国内規制

「15. 適用法令」を参照

輸送の特定の安全対策及び条件

車両による運搬時は、運転者に必ずイエローカードを携帯させる。
輸送作業は取扱い及び保管上の注意事項に留意して行う。毒物及び劇物取締法により、容器は「毒物及び劇物の運搬容器に関する基準」に従うこと。容器表示は「医薬用外」、「劇物(白地に赤文字)」並びに成分名とその含有量、(容器による販売の場合は製造者の名称及び住所)が必要になる。

緊急時応急措置指針番号

154 毒性物質/腐食性物質(不燃性)

15. 適用法令

労働安全衛生法

第57条の2 通知対象物 政令番号316号 水酸化カリウム
規則第326条 腐食性液体

毒物及び劇物取締法

第2条別表第2 劇物

航空法

施行規則第194条危険物告示別表第1 腐食性物質

船舶安全法

危規則第2、3条危険物 告示別表第1 腐食性物質

海洋汚染防止法

施行令別表第1 有害液体物質(Y類物質)(溶液)

港則法

施行規則12条 危険物告示 腐食性物質

労働基準法

施行規則別表第1に基づく有害物を指定する告示 有害物

水質汚濁防止法

施行令第3条 水素イオン濃度等の項目

化学物質管理促進法(PRTR法)

指定化学物質に該当しない

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

施行令第2条の4 特別管理産業廃棄物

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

第2条 有害物質

道路法

施行令第19条の13、車両の通行の制限

医薬品医機器等法

第44条第2項(施行規則第204条別表第3)劇薬

16. その他の情報

参考文献

- 1) 化学物質の危険・有害便覧 中央労働災害防止協会 (1991)
- 2) 国際化学物質安全性カード(ICSC)インターネット [http://www.nihs.go.jp/ICSC/](2008)
- 3) 毒劇物基準関係通知集 改定増補版 厚生省薬務局安全課監修 薬務広報社(1991)
- 4) Registry of Toxic Effects of Chemical Substances NIOSH CD-ROM(2012)
- 5) 製品評価技術基盤機構 <http://www.safe.nite.go.jp/ghs/list.html>
- 6) GHSモデルSDS情報 中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター <http://www.jisha.or.jp/index.html>
- 7) 産業衛生学会誌 (2008)
- 8) ACGIH, TLVs and BEIs Based on the Documentation of the Threshold Limit Values for Chemical Substances and Physical Agents & Biological Exposure Indices(2007)

問合せ先

小厚化成株式会社 TEL 06-6643-2100

記載内容の取り扱い

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しており、新しい知見により改訂されることがあります。また、注意事項は通常の取り扱いを対象としたものであって、特別な取り扱いをする場合は用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。記載内容は情報提供であって保証するものではありません。